

西東京市耐震改修促進計画（案）の概要

計画策定の背景

平成 7年 阪神・淡路大震災
 【国】 耐震改修促進法制定
 平成 16年 新潟県中越地震
 平成 17年 【国】 耐震改修促進法改正（都道府県計画策定の義務化、市区町村計画策定の努力義務化）
 平成 19年 【都】 東京都耐震改修促進計画策定
 平成 20年 【市】 西東京市耐震改修促進計画策定
 平成 23年 東日本大震災
 平成 25年 【国】 耐震改修促進法改正（一部建築物の耐震診断実施・報告を義務付け）
 平成 28年 【都・市】 耐震改修促進計画改定
 平成 30年 大阪府北部地震
 平成 31年 【国】 耐震改修促進法施行令等改正（建物に附属する組積造の塀が耐震診断義務付け建築物に追加）
 令和元年～ 【都】 耐震改修促進計画改定（2か年で改定）

耐震化の現状・目標

種別	現状	目標
① 住宅	93.6%（令和元年度末時点）	おおむね解消（令和7年度）
② 民間特定建築物	89.0%（令和2年12月末時点）	95%（令和7年度）
③ 特定緊急輸送道路沿道建築物	65.1%（令和2年12月末時点）	100%（令和7年度） ※Is値0.3未満相当はできるだけ早期に解消
④ ブロック塀等（通学路沿道）	13箇所、約460m（令和2年10月末時点）	できるだけ早期に解消

対象区域 対象建築物

◆対象区域

西東京市
市内
全域

◆対象建築物（※下線は耐震診断義務付け建築物）

- ・住宅（戸建住宅、共同住宅）
- ・民間特定建築物（特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物）
- ・緊急輸送道路沿道建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物）
- ・ブロック塀等（通行障害建築物となる組積造の塀*、その他の組積造の塀と万年塀（通学路沿道の安全対策が必要と思われるもの））
- ・公共建築物（防災上重要な公共建築物、その他の公共建築物（木造以外で延べ面積200㎡超））

計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。なお、おおむね3年を目途に検証し、必要に応じて計画改定を行う。

耐震改修促進計画改定のポイント

① 現状を踏まえた目標の設定

- ・現計画における目標の達成状況や各種施策の実施状況等を踏まえ、今後の目標や取組施策等を定めた。

② 耐震改修促進法施行令等の改正内容の反映

- ・現計画改定（平成28年3月）後の平成31年1月に耐震改修促進法施行令等の改正が行われたことを踏まえ、「通行障害建築物となる組積造の塀*」を本計画の対象建築物に追加した。

③ 上位・関連計画等との整合

- ・「東京都耐震改修促進計画」において、令和元年度末の一部改定では「特定緊急輸送道路沿道建築物」「組積造の塀」について、令和2年度末の改定では「住宅」「特定建築物」等について新たな方針が示されたことを踏まえ、耐震化の目標設定の考え方等について整合を図った。
- ・「西東京市公共施設等総合管理計画」を平成28年9月に策定し、「西東京市地域防災計画」を平成31年3月に修正したことを踏まえ、公共建築物の耐震化の取組状況等について整合を図った。

④ 住宅の耐震化率の算出・推計方法の見直し

- ・「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ（令和2年5月 国土交通省）」より示された算出・推計方法を踏まえ、直近の統計データに基づき、耐震化率の算出・推計を行った。

⑤ これまでの取組の検証と、その結果に基づく今後の方向性を見直し

- ・これまでの取組の実績を検証するとともに、課題及び要因を抽出したうえで、今後の取組の方向性について取りまとめ、本計画に記載する施策に反映した。

総合的な施策の展開

① 普及啓発

- ・防災意識の啓発、情報提供の充実・相談体制の整備、安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例の普及、専門技術者の紹介・技術力向上、東京都耐震マーク表示制度による耐震化の促進、耐震改修に係る税制優遇措置の周知

② 耐震化に対する支援策

- ・木造住宅（耐震無料相談、耐震診断助成、耐震改修等助成、耐震シェルター等設置助成）、分譲マンション（耐震アドバイザー派遣、耐震診断助成、補強設計・耐震改修等助成）、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成、ブロック塀等安全対策促進助成

③ 耐震化と関連する総合的な安全対策の推進

- ・落下物防止対策、大規模空間の天井落下防止対策、屋外広告物等の脱落等防止対策、ブロック塀等倒壊防止対策、家具類転倒防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エレベーター及びエスカレーターへの落下防止対策、がけ崩れ・擁壁の安全化対策、緊急啓開道路の指定、道路の無電柱化、橋りょうの耐震化、木造住宅密集地域の解消に併せた耐震化

※通行障害建築物となる組積造の塀 …… 特定緊急輸送道路に接する建築物に附属する一定長さ・高さを超える組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。